

令和2年度第4回高知県障害者施策推進協議会の概要

1 日時 令和3年2月16日（火）14時00分から16時30分

2 場所 高知共済会館 3階 大ホール「桜」

3 出席者

【委員】

秋友委員、井上委員、内ノ村委員、岡村委員、鈴木委員、竹島（春）委員、
竹島（和）委員、武政委員、津野委員、寺岡委員、中澤（清）委員、平野委員、
福島委員、藤田委員、松浦委員、松本委員、南委員、宮崎委員、山崎委員
（20名中19名出席）

【事務局】

福留地域福祉部長、山本地域福祉副部長、西野障害福祉課長、山岡障害保健支援課長 他

4 議事内容

- （1）第6期高知県障害福祉計画・第2期高知県障害児福祉計画（全体素案の主な修正点等）について事務局より説明した後、質疑応答。
- （2）令和3年度障害者施策の概要（令和3年度当初予算）について事務局より説明した後、質疑応答。

【質疑応答要旨】

(1) 第6期高知県障害福祉計画・第2期高知県障害児福祉計画について

(委員)

- ・ 修正済みの文言について。(3) 目標達成への取り組みのなかで、2つ目の項目、「保健・医療・福祉関係者が、入退院の状況や地域の資源を検証し、具体的な事例をもって支援を進めるなかで明らかになる地域の課題を解決していくことにより、実質的な協議の場に繋がる支援のネットワークを発展させていきます」という表現は非常に良い。
- ・ しかし、③1年以上の長期入院患者数の文言で、「協議の場を中心とした」と始まっており、協議の場があることが前提になっているのは整合性が取れない。例えば、「地域における支援ネットワークの発展により、地域移行・地域定着支援等の相談支援体制を充実させ、退院者数を伸ばし、1,540人を目標値とします」というような表現にすれば、全体を説明できるのではないか。

(事務局)

- ・ 協議の場については、形式的なものではなく、地域課題の解決により、より発展していくと考えている。文言については、いただいたご意見を踏まえ、適切に修正したい。

(委員)

- ・ 厚生労働省から2月初旬、次期報酬改定の情報が出た。その中に、ピアサポーターについても記載があるが、そもそもピアサポーターの立ち位置とはどのようなものか。
- ・ 国は、ピアサポーター体制加算の要件として、専門的な研修の修了者の配置としているが、3年間は経過措置として県または市町村が実施する研修受講でも算定可能としている。県もピアサポーターの研修を実施していると思うが、どのような取扱いになるのか。
- ・ 当事業所にも、高知市の研修を受講し、長年ピアサポーターとして働く職員がいるが、そういった人に加算は付くのか。
- ・ ピアサポーターの立ち位置は、事業所のその他職員よりも上なのか下なのか、利用者との関係性はどうなるのか等、分からない。実際、働ける能力のある方はすでにピアサポーターとして働いており、働けていない人は日中短時間でも難しいだろう。
- ・ 農福連携に関連して、報酬改定により施設外就労加算はなくなる。今回の計画に、県独自の目標として「農福連携により、新規に農業に従事する人の人数を年間75人」としており、施設外就労者も含むという説明があった。今後、事業所に施設外就労者は何名いるのかといった内容のアンケートが来るのか。
- ・ 精神障害のある人が、退院後、地域生活へスムーズに移行するための取り組みについて、精神科病院でも入院中にデイケアやOT（作業療法）に通うと思うが、それだけでは、自身の経験からもスムーズな地域移行は難しいのではないか。

(事務局)

- ・ ピアサポーターの専門性の評価については、令和3年度の報酬改定において、ピアサポート研修を修了した人を常勤換算で0.5人以上配置する加算要件が示されている。国のほうもまだ案段階であるので、県としては今後、加算要件等を精査し、県のピアサポーターの研修の活用によっても加算を取れるような体制にしていきたいと考えている。
- ・ 施設外就労への加算がなくなることについては、今回の報酬改定に向けた国の議論のなかで、できる限り一般就労への移行を評価するという方向性があった。県としても、施設外就労の加算がなくなることは残念だが、農福連携については、障害のある人にとっても農家にとってもお互いに利益のある関係になる。施設外就労の加算がなくなっても、施設外就労は積極的に進めていきたいと考えている。

(事務局)

- ・ 退院後のスムーズな地域移行について、基本的な地域移行への支援は病院側で実施されていることは認識しているが、具体的な支援内容は把握できていない。今後、病院へ聞き取りをしながら、地域資源の1つとして協議の場で整理していきたい。

(事務局)

- ・ 今回の報酬改定について、就労継続支援A型については、基本報酬の見直しが行われ、施設外就労の加算がなくなった分、基本報酬で評価をすることとなっている。現行では、平均労働時間のみで報酬区分が決まっていたが、改定後は平均労働時間に加えて、生産活動の状況、働き方、職員の研修体系に加え、施設外就労を行っているかどうか等を踏まえ点数化し、単価が決まることになっている。施設外就労を行えば、基本報酬で評価を受けられる。

(会長)

- ・ 今後の報酬改定について、他にも新たな加算等あると思うが、県から事業所等への周知は予定されているのか。

(事務局)

- ・ 報酬改定については、令和3年2月5日に厚生労働省から概要が公表された。今後、国から詳細な説明があるのか未定であるが、県は、これまで報酬改定時の対応とおり、3月中旬を目処に高知市と共同で説明会を予定している。

(委員)

- ・ 視覚障害者の読書環境の改善について、具体的にどのような媒体を使って進めているかとしているのか。

(事務局)

- ・ 視覚障害者の読書環境の改善については、読書バリアフリー法に基づき、各都道府県が計画を作ることとなっている。本県は、オーテピア高知図書館を所管する教育委員会と共同で検討していくよう調整中である。
- ・ 具体的なサービス提供としては、オーテピア高知図書館の1階「声と点字の図書館」において、開館以来、大活字本、デイジー図書の充実、音声再生機の貸し出しを行っている。それに加え、サピエ図書館（インターネット上で日本点字図書館がシステム管理、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営）の活用など、ネット環境を利用した読書環境の充実を今後図っていきたい。

(委員)

- ・ ピアサポーターの件で、位置づけをどうするのかは、県で随分前から検討事項になっていたが十分な議論がされていない。今後、ピアサポーターについては、自立支援協議会でしっかりと議論をしてはどうか。全体会で一度議論し、その後、新たな部会を作り議論する等、議論のスピードを速めてほしい。
- ・ ピアサポーターとして、しっかりとキャリアを積みたいという思いをもってトレーニングを受けている方々のモチベーションが続いているうちに、キャリア施策を含め相談体制をどう作るのか議論してほしい。

(事務局)

- ・ 県は、令和2年度はピアサポーターについての取り組みが中断していたが、地域移行の取り組みのなかでもピアサポーターは重要な位置づけであるので、ご意見を踏まえ、自立支援協議会での検討やピアサポーターの養成研修等を含め、今後しっかり取り組んでいきたい。

(委員)

- ・ 自身もこれまで高知市の視覚障害者のピアサポーターとして活動してきた経験から、相談支援専門員との関わりは重要と考える。同時に、相談支援専門員がピアサポーターの必要性を認識している必要もあるので、そういった意識付けもお願いしたい。

(事務局)

- ・ 相談支援専門員への意識付けも重要であるので、相談支援専門員への研修や相談支援事業所の連絡会等でピアサポーターについての位置づけや活動内容について説明を強化していく。

(委員)

- ・ カタカナ表記は以前から指摘しているが、変わらず計画本文にも多く見られる。簡易な言葉に言い換えができるもの等は、できる限り変えていってほしい。ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムは以前指摘したが変わっていない。
- ・ スポーツを余暇活動として計画本文に書かれているが、障害のある人でも競技スポーツをしている人もいるので分けて記載してほしい。
- ・ 精神障害者の地域移行については、前年度から取り組んでいるが、どういった方を対象に退院にもっていくかによって施策は変わってくる。対象者について、まず本協議会等で議論していくべきではないか。

(事務局)

- ・ カタカナ表記は、今回計画の表現として関係する所属にも相談しながら、出来るだけ言い換え表現に変更し、難しい部分は注釈を入れている。ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムは、固有名詞になっているため、言い換えた表現ができるかは再度検討する。
- ・ スポーツ活動については、余暇活動のなかでスポーツ参加できる機会、環境の創出と表記している。障害のある人の競技力向上については、スポーツ課で取り組んでいるので、追加について検討する。

(事務局)

- ・ 精神科病院からの退院について、以前の計画では、精神障害のある方で退院可能な方がどこの市町村に何名いるのか国が算出しており、その方々の地域移行を支援する流れだった。最近の計画では、そういった数字を国がはっきり出していない。
- ・ 地域移行を進めるための協議の場の設置が進んでいないのも、どこの市町村にどのような方が何名いらっしゃるかという情報がないことが大きな原因である。今後は、医療機関および市町村の各関係者等を地域のネットワークを作り、支援する対象者を明確にしながら、ひとりひとりに合った支援方法を十分に話し合い、無理のないように地域移行を進めていく必要がある。
- ・ 地域のネットワークを活用し、協議の場を使って支援をしていく体制づくりがこれまで遅れていたが、第6期計画を策定し、着実に取り組んでいく。

(委員)

- ・ 災害や感染症対策の項目で、次期報酬改定の考え方に沿って修正されており、以前記載されていた「感染症対策のための施設の個室化や簡易居室の設置費用に対する経費支援」が削除されているが、この経費支援はなくなったのか。

(事務局)

- ・ 前回までの内容は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援金の内容であり、今後も国の補助と合わせて県も個室化等の経費支援はしていく。今回の修正は、より大きな枠組みで感染症対策を支援していく表現に改めたもの。

(2) 令和3年度障害者施策の概要（令和3年度当初予算）について

(委員)

- ・ 予算に記載はないが、医療センターの精神科医が平成25年度あたりから不在であり、開店休業状態ではないか。外観は立派な建物を造ったのだから、医師も配置し、

精神科も受診できるようにしてほしい。

- ・ 「障害者施設利用者工賃アップ支援事業」は例年予算化されているが、工賃は高くても1万円程度なので、せめて4～5万円は確保できるよう支援してほしい。

(事務局)

- ・ 医療センターは、平成30年から精神科を再開している。
- ・ 「障害者施設利用者工賃アップ支援事業」は、工賃向上アドバイザーを配置し、事業所の工賃向上の助言を行うもの。金額が大幅に増額しているのは、令和3年度予算化にあたり、就労継続支援B型事業所にニーズ調査を実施した結果、ニーズが高かったため、回数を増やしている。

(委員)

- ・ 「保健・医療と福祉サービスの充実」のなかの幼保支援課の事業2つについて、予算が増額となっている。保育所で加配看護師の課題が大きいと思うが、予算増額の要因は人件費によるものか。人件費であれば、現在の単価を上げるのか。

(事務局)

- ・ 教育委員会幼保支援課の事業であるが、今年度は5園であるのに対し、令和3年度は8園への支援を予定している。人件費の細かい単価などは資料として持ち合わせていないため、確認する。

(委員)

- ・ 「保健・医療と福祉サービスの充実」の関連で、入院が必要な病気になっても、知的障害があるために入院させてもらえない現実がある。そもそも福祉現場に従事する者は基本的に医療行為を許されない。しかし、新型コロナウイルス感染症が拡がるなか、そういった枠組みの概念が消えた。医療行為をしてはいけないと言われてきたが、施設の知的障害者が感染した場合には施設で医療行為を求められた。
- ・ このような経験をしたので、今後の施策のなかにも、障害者が当たり前に入院ができる等、医療を当たり前を受けられるための施策を作ってもらえなければ、障害者が人間らしく生きていけない。
- ・ 自身の尊敬する医師の言葉で、「障害者医療は進んできたが、障害者の医療は進まない」というのがある。医師は、手指機能が正常であっても導尿が理解できない障害者に平気で自己導尿が必要であると診断する。診断された障害者は出来ないのに、医療的ケアとして支援者が行うという福祉医療の領域に入ってくる。
- ・ この障害者施策推進協議会を通じて、すぐには難しいと思うが、少しずつでも福祉側から医療側へ働きかけていくような取り組みを考えてほしい。

(事務局)

- ・ 今年度、新型コロナウイルス感染症に感染された知的障害のある方が、医療センターに入院されたことは、非常に大きな事だった。医療機関関係者の障害特性への理解促進が今後も課題である。医療センターでは、遠隔手話通訳を今後利用していくことになっているように、障害特性への理解を進めていく取り組みが今後必要。障害者施策推進協議会委員の皆様にも、どういう方法が良いかご意見をいただきながら、福祉側から医療側へアプローチをしていきたい。

(委員)

- ・ 聴覚障害者にとっては手話通訳が必要。手話通訳養成講座に携わっているが、最近では医療、福祉、介護関係者の受講生が増えている。個々人が、仕事現場で聞こえない人と関わることで、手話を覚える必要があると意識を持って受講している。個人の善意というか、熱心な方が受講している印象。手話は一回だけ学んでも覚えられないので、看護学校のカリキュラムに組み込んだり、医療関係者向けの手話講座や障害特性について学べる機会などを設けてはどうか。
- ・ そういった取り組みがなければ、障害者が障害のない人と同じように医療を受けら

れる権利に繋がっていかない。障害者だから特別にではなく、障害のない人と対等にとという考えを持ってほしい。

(事務局)

- ・ 手話でしか意思疎通が難しい方が医療機関を受診する困難さは、これまでもこの協議会で聞かせていただいていた。今年度、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、医療機関に遠隔手話通訳のタブレットを配置し、聴覚障害者への対応については体制が若干進んだ。こういったICTを活用した取り組みをきっかけに、今後は福祉側から医療側へより強く働きかけていきたい。次年度以降も、取り組み内容について、協議会で相談させてもらおう。